

2020年度のコロナ禍における大学での 対面授業推進政策の論理と倫理

——「社会問題の構築主義」の視角から——

三津田 悠

1. 問題設定——コロナ禍での対面授業推進政策という謎

(1) 問題の所在

新型コロナウイルス感染症 COVID-19のパンデミック状況下、とりわけ2020年のあいだ、高等教育の在り方は世界中でおよそ似通っていた。キャンパス閉鎖とオンライン授業の推進、それらの措置に対する学生による抗議運動、感染状況に応じた対面授業の再開、あるいは再度のオンライン化は、世界中でおおむね共通の現象であった(河合ほか 2020)。

他方で日本では、感染拡大が明らかな状況、とりわけ2021年1月の緊急事態宣言下でも、政府から各大学に対面授業の実施が求められた。この対応は、感染拡大に応じて人と人との接触機会を減らすために大学での活動を制限していた諸外国の対応とは対照的である(三津田 2021: 37-40)。感染拡大当初は日本でも授業のオンライン化が推進されていたことに鑑みれば、この政策転換は問われるべき1つの謎である。

蒲生諒太らは、この政策転換に関して「大学生の日常も大事だ」というハッシュタグを用いてSNS上で展開された運動が一定の役割を果たしたと指摘している(蒲生諒太とプロジェクトc 2021)。とあるアカウントの呼びかけから開始したこの「ハッシュタグ・イベント」は、2020年7月15日、日本でTwitterトレンド1位を獲得するほど盛り上がった。このイベントは、オンライン授業に対する不満を反映した運動として新聞報道でも取り上げられ「大学生になったのに友達ゼロで夏休み」「人生で初めて多額の借金して大学に通うのに、毎日1人家で頑張っている」「小中高が良くて、ディズニーが良くて、夜のお店が良くて、大学はダメなんですか」という学生の声とともに紹介された(『朝日新聞』2020.8.5朝刊, 3面)。オンライン授業中心の学生生活を「問題」として世に知らしめ、政策を対面授業推進へと方向づけたことに鑑みれば、たしかにこの運動は成功したと言えるかもしれない。

ただし、当該運動が政策転換に与えた影響を精確に吟味するには、まずもって政策転換の過程それ自体を詳らかにする必要があるだろう。とりわけ、政策が政治的アリーナや行政の場において言説を通して形成される点に着目すれば、当該運動が政策推進の言説のなかでいかなる資源と

して利用されたのが問題となる。本稿では、当該の政策過程について、行政・政治の場で展開された言説に着目して分析する。

(2) 問題設定と分析手法

本稿の目的は、政策過程における言説の分析を通じて、オンライン授業の推進から対面授業の推進への政策転換がどのような論理に基づいてなされ、いかにして正当化されたのかを明らかにすることにある。分析にあたっては「社会問題の構築主義」(以下、構築主義)の視角を援用し、とりわけJ. ベストによるレトリック分析を手がかりとする。

構築主義の視角は、社会問題を社会の「状態」としてではなく、人々が状況を問題として定義する「活動」として捉える点に眼目があり、ある出来事が社会問題となるのは人々がその出来事を社会的に対処すべきものとして申し立てる「クレイム」によってである、と想定する。先に挙げた「大学生の日常も大事だ」に関連する言説も、コロナ禍における学生生活の在り様を問題化したクレイムの1つである。また、構築主義の視角は、社会問題をクレイム申し立てからメディア報道、大衆の反応、政策形成を経て、政策の実践とその帰結に至るまでの過程として捉える点に特徴がある(Best 2017: 17-23=2020: 32-41)。本稿は、コロナ禍での大学の授業実施形態に関する政策過程を対象とし、その過程が「大学生の日常も大事だ」というクレイムを端緒とした社会問題過程の一部となる以前の事象も含めて分析する。

社会問題過程における言説を経験的に研究する手法の1つがレトリック分析である。ベストは、クレイムの受け手を説得するために用いられる言説を「レトリック」と呼び、その構造を前提・結論・論拠という3つの要素の組み合わせとして、つまり1つの論理として分析することを提案している。前提とは、問題のある状態についての情報・証拠を提供し、問題の性質を同定する言明である(Best 2017: 31-2=2020: 50)。そして、その前提を根拠に導き出されるのが結論である。結論とは、当該の「社会問題を解決するために何をすべきで、どんな行動が取られるべきかを特定する言明」である(Best 2017: 38=2020: 59)。そして論拠は、問題のある状態に対して「何かをすることを正当化し、なぜそれがなされるべきなのかを説明する」(Best 2017: 36=2020: 56)。要するに、論拠によって前提と結論、および両者の結びつきが有意味になるのである。この手法は、社会問題過程の端緒となる言説のみならず、問題を同定し、その解決策を主張するあらゆる言説に対して適用可能である。

以下ではまず、大学での授業実施形態に関する政策転換の過程を整理する。次に、その過程から、問題を同定し、その解決策を訴える言説を取り出し、そのレトリックをベストの手法を用いて分析する。この二段階の作業を通じて、政策転換の論理と、その論理を正当化している機制とを解明し、理解することを目指す。

(3) 分析の対象

分析対象として、文部科学省（以下、文科省）から各大学に向けて通知・周知された新型コロナウイルス感染症対応に関する文書のうち、大学での授業実施形態に関する文書、および国会審議の議事録のうち、新型コロナウイルス感染症が大学の運営に対して与えた影響に関する発言を扱った。

文書に関しては、文科省の「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」特設ページ内「大学・大学院・高専に関する情報」⁽¹⁾のうち「大学・大学院・高専について」大項目内の「全体について」および「授業実施に際しての留意点など学校等の運営等に関すること」の中項目に掲載されている計56件の文書から、2020年1月から2020年3月31日までに周知・通知されており、かつ大学での授業実施形態——オンライン授業と対面授業（それぞれ「遠隔授業」と「面接授業」に対応）——に言及している文書を抽出した結果、18件が該当した。ここから「医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設」と「看護師等養成所における臨地実習の取扱い」に関する2件を除外し、計16件を分析対象とした。また、内容が重複する3件を除外し、引用した13件のみを日付順にリスト化し、末尾に「資料」として掲載した。

国会審議に関しては、国立国会図書館「国会会議録検索システム」⁽²⁾を利用し、議事録を抽出した。対象として、第201回常会（2020年1月20日～2020年6月17日）、第202回臨時会（2020年9月16日～2020年9月18日）、第203回臨時会（2020年10月26日～2020年12月5日）、そして第204回常会（2021年1月18日～2021年6月16日）のうち2021年3月31日までに実施された「衆議院」「参議院」「両院協議会・合同審査会等」での全会議を設定し、1つの会議内に「大学」および「授業」の両者に言及した発言を含む議事録を検索した。その結果、第201回では163件、第202回では2件、第203回では39件、第204回では66件の議事録を得た。この結果を目視で確認し、大学の新型コロナウイルス感染症対応に関する質疑・答弁を含む議事録のみを抽出した結果、第201回は52件、第202回は0件、第203回は16件、第204回は26件を得、これら計94件を分析対象とした。発言を引用する際には、各発言に付与されているURLを逐一記載せず、特定に必要な情報を括弧内に「開催日付、国会回次、院名、会議名、号数、発言番号、発言者」の順に記載した。

2. 文部科学省はいかにして授業実施方針を転換したか

大学での2021年度の授業実施方針に関する2021年3月4日付周知文書（以下、3月周知）において、文科省は「令和2年度〔2020年度〕における大学等の授業については、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に社会全体が直面する中、多くの大学等が学生の学びを止めないことを目標に掲げ……同感染症の中にあっても遠隔授業の活用等により休校等の措置を講じることなく、学生の学修機会の確保が図られてきた」という見解を示したうえで、改めて2021年度については「学生が安心して、納得する形で学生生活を送ることができるよう、十分な感染対策を講じ

た上での面接授業の実施や学内施設の利用機会の確保をはじめ、学生の学修機会や環境の確保のために必要な取組」を要請している（資料13:2-3、補足・強調引用者）。「学修機会の確保」の手段として、2020年度についてはオンライン授業が、2021年度については対面授業が指示されているのである。この差異は何を意味するのだろうか。

そもそも2020年度に大学でのオンライン授業が推進されたのは、文科省による政策的な方向づけがあったからである。その方向づけが最初に明記されたのは2020年3月24日付の通知文書においてであった。同文書の「1. 大学等における感染拡大の防止について」では「地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではない」と断ったうえで「多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること」が求められている（資料1:2-3）。

注目すべきは「面接授業に代えて、遠隔授業を行う」ことが「学修機会を確保する」目的と併せて「新型コロナウイルスへの感染リスクを低減する観点から」提案されていた点である（資料1:5; 資料2:1）。4月17日付の周知文書では「電車や路線バス等の公共交通機関による……通学中に学生に感染が生じたり、学生から感染が拡大したりする可能性」が高まる懸念を指摘したうえで、通学による感染拡大を防止するために「授業の開始時間を遅らせることや遠隔授業の活用について検討する」ことが求められた（資料3:4）。

「学修機会の確保」に関しては、コロナ禍でも学びを継続させる観点から特例措置を認める旨が繰り返し述べられている。4月21日と5月22日に示された学事日程および授業に関するQ&Aでは「面接授業に相当する教育効果」の要件として、平成13年文部科学省告示第51号の第2号に示されている「①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」と「②学生の意見の交換の機会」が挙げられている（資料4:5; 資料6:5）。加えて、大学設置基準が定めている授業実施形態と単位認定に関する規定——対面での授業実施を基本とする旨を述べた第25条第1項、卒業要件単位のうち遠隔授業による取得単位上限（60単位）を定めた第32条第5項——に言及しつつ「特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認め」とされた（資料5:2）。

このように文科省は2020年度前半、法令の弾力的運用によって、オンライン授業を社会全体での「感染拡大の防止」と学生の「学修機会の確保」とを両立させる方途として位置づけていた。また、この「学修機会の確保」に関しては「学生の個別の状況等も踏まえ、補講授業の開設や、後期・次年度以降における再履修を可能とするなど」の工夫が求められており、その配慮・工夫の要請は「美術、音楽や体育関係の分野等、遠隔授業の実施によっては面接授業に相当する教育効果を認めることが困難な授業科目が多く開設されているような学部等」に対しても適用されて

いる（資料5:3）。また「教育研究を進める上で重要な役割を担っている大学図書館や情報インフラなどに関して、引き続きオンラインサービスの充実を図」ること、そして「在宅での利活用が著しく困難な場合については、学修機会等の確保のため、感染拡大防止のための措置を最大限講じた上で、必要最小限の形で利活用を可能とするための検討を行う」ことが要請されている（資料5:3、強調引用者）。これらの要請からも明らかなように、文科省はあくまでも「感染拡大の防止」を最優先事項として捉えていたのである。この授業実施形態と単位数に関する特例措置については、2021年度も引き続き適用される旨が7月27日の連絡事項のなかに明記されており、コロナ禍における「学修機会の確保」に関する基本的な考え方は次年度にも踏襲されることが確認された（資料8）。

しかし、文科省はその後立場を変え、対面授業の推進へと舵を切ることになる。最初に対面授業の推進が表明されたのは、教育の「内容」という観点の導入によってであった。9月15日付周知文書（以下、9月周知）の冒頭には「対面による授業の実施の検討を含め、学生の学修機会の確保に十分御留意いただくことと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底いただくこととの両立の観点」が謳われている（資料9:1、強調引用者）。そして同文書では「大学等における教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人的な交流等も重要な要素である」ことに注意を促しながら「学生への学修機会を提供する観点から……本年度後期等における授業の実施方法や形態等について、適切に御判断をいただくようお願いします」という要請がなされている（資料9:別紙1、強調引用者）。また、12月23日付周知文書（以下、12月周知）では、冒頭に「大学等においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を十分講じた上で、学生に寄り添い、質の高い学修機会の確保にお取り組みいただくようお願いしている」と明記されている（資料10:1、強調引用者）。「学修機会の確保」は「豊かな人間性の涵養」や「授業の質」といった、コロナ禍での特例措置に関する文脈には存在しなかった教育「内容」の充実という観点から求められているのである。

加えて注目すべきは、特例措置の語られ方が変容している点である。12月周知では、大学設置基準第25条第1項に関する特例措置について「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であって、十分な感染症対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能である」（資料10:4、強調引用者）と述べられており、弾力的運用に関する強調点は「面接授業を実施すること」の方に置かれているのみならず、対面授業が基本的な在り方であることが確認されている。当初語られていた「感染拡大の防止」という目的のためにオンライン授業を推進する方針が転換されているのである⁽³⁾。

その後、急速な感染拡大が顕著になった2021年1月以降は、改めて遠隔授業の実施についても

言及されるようになったが、その強調点はあくまでも対面授業の推進による「質の高い学修機会の確保」にあった。1月5日付の周知文書では「今般の感染拡大を踏まえ、感染対策をより慎重に講じた上で、面・接・授・業・の・実・施・が・適・切・と・判・断・さ・れ・る・も・の・に・つ・い・て・は、引き続き実施を検討」することが要請され、そして「面・接・授・業・と・遠・隔・授・業・を・効・果・的・に・活・用・し・た・質・の・高・い・学・修・機・会・の・確・保」が求められている（資料11: 1-2, 強調引用者）。この方針は、1都3県に対する2度目の緊急事態宣言発出を受けての対応が明記された1月8日付文書においても維持された。同文書では「学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図ること」が要請されており、その事例として「面・接・授・業・と・遠・隔・授・業・を・効・果・的・に・活・用・す・る」ことが挙げられている（資料12: 2）。

以上のように文科省は対面授業の推進へと方針を転換したが、この転換は「学修機会の確保」をめぐる言説の変容を伴っている。9月周知以降、文科省は「学修機会の確保」の意味内容を変え、この文言を教育の質に関する要求と結びつけることによって「教育効果の向上」と同義で用いるようになった。そして、1月に出された2つの文書では、オンライン授業は対面授業と「効果的に」組み合わせることによって「質の高い学修機会」を確保するための手段として位置づけられた。この際、オンライン授業の「効果的」な活用は「教育効果」に照らして求められているのであり、社会全体での「感染拡大の防止」のために求められているのではない。そして、当初は備えているとされた、オンライン授業の「対面授業に相当する教育効果」は「『質の高い学修機会の確保』のためには対面授業の実施が必須である」というレトリックによって無効化されている。オンライン授業を推進する文脈で用いられた「学修機会の確保」という同一の文言が、対面授業を推進する文脈で使用されたのである。

この変化は「学修機会の確保＝教育効果の向上」が「感染拡大の防止」よりも優先されたことを意味する。当初オンライン授業は「感染拡大の防止」を最優先しつつも「学修機会の確保」を可能にする手段として推進された。しかし、9月周知以降「感染拡大の防止」は対面授業による「学修機会の確保」と両立可能な、あくまでも対面授業と並行して施されるべきものとして位置づけられ、前者を強力に推し進める方針は撤廃された。そして後者の観点から、オンライン授業推進の方針が見直され、対面授業が推進されるに至ったのである。

3. 国会審議ではコロナ禍の大学について何がどのように問題化されたのか

(1) 学費をめぐる「問題」とその淵源——経済的困窮からオンライン授業の質へ

コロナ禍における大学に関する問題が国会審議で最初に取り上げられたのは、2020年3月10日の授業料自由化政策に関連した質疑においてである。その質疑は「コロナの影響で学生のアルバイトも中止されて」おり「生活費が大変という声が学生からも上がっている」にもかかわらず「国立大学、4大学で学費の値上げが進んでいる」ことを問題視するものであった（2020年3月10日、201, 参議院、文教科学委員会、第2号、193, 吉良よし子）。この質疑は直接的には感染症の影

響に関するものではないが、感染症がもたらした学生の困窮状態に言及している。

この質疑を行なった吉良よし子は、同月18日にもコロナ禍での学生の困窮について言及しつつ、萩生田光一文部科学大臣に対して「学費や入学金減額、免除、若しくは納入猶予などの措置」を求めている（2020年3月18日，201，参議院，文教科学委員会，第3号，158，吉良よし子）。萩生田も事態の深刻さについて同様の認識を示したうえで「入学料等，初年度の納付金や授業料等の納付が困難な学生に対しては，納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等，きめ細かな配慮について各大学等に対して既に要請をしてきた」と発言している（2020年3月18日，201，参議院，文教科学委員会，第3号，159，萩生田光一）。

このように，コロナ禍における大学に関して最初に国会の場で「問題」とされたのは，学生の経済的な困窮であった。国会では支援策に関してその後も繰り返し議論され，政府と国会，与野党ともに問題の深刻さを共有していた。また，実際に〈「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』〉の創設や既存の奨学金制度の弾力的運用など，アルバイト減収や家計急変に苦しむ学生の学費支払いを救済する政策が採られ，以降の質疑でも授業料が問題になる際には，特に政府側がこれらの政策に言及するようになった。

他方，新年度からは授業の在り方に直接関係する議論もなされた。オンライン授業に関する最初の質疑は，単位取得の保障についてであった（2020年4月13日，201，衆議院，決算行政監視委員会，第2号，024，新谷正義）。この質疑に対しては，文科省高等教育局長の伯井美徳が「教室に日常的に集まることによる感染リスクに対応するため，これまで必ずしもルールが明確でなかった遠隔授業が自宅で受講可能であることや，遠隔授業を行った場合の扱いとして，遠隔授業で取得できる単位の上限への算入は不要であるということを通知で明確化している」と回答している（2020年4月13日，201，衆議院，決算行政監視委員会，第2号，025，伯井美徳）。質疑を通して，オンライン授業を正式な授業の在り方として認定すること，その目的は感染の防止であることが確認されているのである。その後も，大学での授業に関する質疑は，オンライン授業の単位参入上限（2020年4月29日，201，衆議院，予算委員会，第21号，020，玉木雄一郎）やオンライン授業に係る通信費の補助（2020年4月30日，201，参議院，予算委員会，第18号，264，小池晃；2020年5月15日，201，衆議院，文部科学委員会，第7号，148，城井崇）など，オンライン授業の制度・支援に関するものであった。

他方で，オンライン授業を正規の授業形態として認めない議論も現われる。「実際は，実験も実技もできない，図書館は閉館で，ゼミの調べ物もできない……回線がぶつぶつ切れる，家族でパソコンを共有している……毎回参考文献を読んでレポートを出すだけという先生も少なくない」（2020年5月11日，201，衆議院，予算委員会，第22号，120，宮本徹）といった，オンライン授業の「質」を問題視する学生の意見に言及した質疑のほか「コロナで全国に自粛が要請され，ほとんどの大学で授業がまともに受けられない」（2020年5月13日，201，参議院，決算委員会，

第4号、265、武田良介)という発言、そして「感染拡大防止のために授業が行えない、今たくさんそうした大学がある」(2020年5月15日、201、衆議院、文部科学委員会、第7号、012、柴山昌彦)等、オンライン授業をそもそも正規の授業として認めない発言もみられる。

オンライン授業を授業形態として認めない議論に関して注目すべきは、次の2点である。第1に、この文脈において、オンライン授業と学費の議論とを結びつけ、学費減額を主張する言説——「通常の授業料を求めること自体が筋違いだ」(2020年5月11日、201、衆議院、予算委員会、第22号、120、宮本徹)や「そういう状況があるからこそ、全国一律で学費を半額にというのが強調されている」(2020年5月13日、201、参議院、決算委員会、第4号、265、武田良介)——がみられる点である。そして第2に、政府の側から「オンラインで十分な充実した授業をやっている、またそのための設備投資をしている学校もある」と認める発言(2020年5月11日、201、衆議院、予算委員会、第22号、121、萩生田光一)や「約7割の大学等において遠隔授業が実施されるなど、大学においては学修機会の確保にしっかりと取り組まれている学校もある」という発言(2020年5月15日、201、衆議院、文部科学委員会、第7号、098、萩生田光一)があり、オンライン授業を正規の授業として認める反論が明確になされている点である。

一律の学費減額はその後も繰り返し提起されるが、萩生田はオンライン授業によって「学修機会の確保」がなされていることを根拠に、その提案を退けていた(2020年5月15日、201、衆議院、文部科学委員会、第7号、169、萩生田光一)。また、萩生田は、オンライン授業の「質」を問題視する議論に対して「遠隔授業の質の向上を図るため、各大学への支援も行っております」(2020年5月15日、201、衆議院、文部科学委員会、第7号、139、萩生田光一; 2020年5月18日、201、参議院、決算委員会、第5号、053、萩生田光一)と発言しているように、オンライン授業の実施を前提とした答弁を行っていた。

(2) 「大学生の日常も大事だ」への言及とオンライン授業の問題化

ところがその後、授業実施方針と学費に関する議論は変容し、オンライン授業を中心とした大学の在り方が問題であるとの見方が政府と国会、与党と野党のあいだで共有され、対面授業を推進する方針が繰り返し確認されることになる。その分水嶺となったのが「大学生の日常も大事だ」というクレームに言及した吉良の一連の質疑であり、それに対する萩生田の返答である。

吉良は「コロナ禍での大学生への支援について質問をしたい」と述べたうえで『「#大学生の日常も大切だ」』、また、『大学生の日常も大事だ』とする学生の声』を取り上げながら、次のように述べている。

1つ目、オンライン授業。ダウンロードしたファイルが動画ならそれは極めて良いケースで、音声ファイルのみや文字の資料だけ送られてくる授業が当たり前のように存在する、出

席アプリがあるのにほぼ全ての授業がテストや課題の提出をもって出席とみなすとされていて、毎日が課題地獄だという声です。また、俺自身、今年入学した1年だけど、一人自室にこもって課題をこなす日々は精神的に結構きついという声もあります。あと少してオンライン授業に耐えてきたところに秋学期もオンライン説濃厚ってとどめ刺されて、もうつらいという声。オンライン授業本当にやめてください、サークル活動させてください、大学生だけがこれだけ我慢させられている意味が分かりません、もし理由があるなら、筋の通った、納得いくように説明してください、大事な時間を返してくださいなどなど、学生の悲鳴のような声があふれているわけです。もちろん、感染防止のための対応というのは一定必要なわけです。とはいえ、この学生の声というのは本当に深刻だと思うんです。

大臣、改めて、このコロナ危機の下、今、これまで当たり前とされてきた大学生活が送れない状況にある、壊されていると言ってもいい状況にあるという認識はありますか。いかがでしょうか。(2020年7月22日, 201, 参議院, 文教科学委員会, 閉会后第1号, 116, 吉良よし子, 強調引用者)

注目すべきは、第1に、吉良がオンライン授業を問題化する言説を取り上げながら、コロナ禍以前に当たり前とされてきた学生生活が毀損されている状況を問題視している点である。そして第2に、感染防止対応の必要性を認めつつも、学生の悲痛な叫びの方を問題視している点である。オンライン授業の質を問題視する発言はそれ以前の国会審議にもあったが、この質疑はそれに加えて「オンライン授業中心の学生生活」に関する学生の窮状を問題として取り上げている。

さらに吉良は、質疑を通して「全面的に対面での講義があり、また全面的に学内に入れる大学」が「全体の1割を超える程度」であることを確認したうえで「8割以上が通常どおりの講義」を行なっておらず「キャンパスの利用についても一定の制限がされている」こと、そして「都内の幾つかの大学では、もう既に秋以降もオンライン中心とするということも発表されて」おり「再開の見通しは立っていない」ことを確認し、併せて「授業と呼べない授業に130万円も払って、私はこんなことするためにお金払っているんじゃない、大学入ったんじゃない」という声を紹介している(2020年7月22日, 201, 参議院, 文教科学委員会, 閉会后第1号, 120, 吉良よし子)。そのうえで吉良は「コロナ禍でこれまでと同じような学生生活を行えていない」現状と併せて「世界に比べても高過ぎる高学費が、学費の負担がのしかかっていることがもう学生のモチベーションを大きく下げている」と指摘したうえで「せめて国としてできることとしては、感染対策はしなきゃいけないわけだから、せめて学費を一律半減にすると。コロナ禍における大学生全体を支援し、国として学生生活の保障、していくべき」であると主張している(2020年7月22日, 201, 参議院, 文教科学委員会, 閉会后第1号, 120, 吉良よし子)。

要するに吉良の主張は、それ以前にも国会審議で言及され、萩生田がその度に否定してきた「授

業のオンライン化に伴う学費減額」の主張と同型である。にもかかわらず萩生田は、それまでの答弁とは異なり、吉良に対してオンライン授業の在り方を問題視する答弁を行なっている。

先生から御披露いただきましたとおり、非常に充実したオンライン授業を実施している学校もあれば、もう本当にやすきに流れて、オンラインみたいなことを ICT 上でやっている学校もあって……。

御指摘にありましたように、そのオンラインでの授業が全て悪いと言うつもりは全くありません……けれど、率直に申し上げて、入学以来、一度もキャンパスに行ったことない、図書館で本を借りたことないけど図書館利用料は毎月払っている、こういう学生たちの不満というのはどんどん膨らんでいくんだと思います。

ですから、私、ほかのこともいろんなこと学校関係者をお願いしているんですけど……まさしくハイブリッドで授業をきちんとやってもらう必要があると思います。感染拡大防止を心掛けることは大事ですけど、やっぱり集団で学ぶことや仲間と顔を合わせていろんな意見交換することもリアルタイムでやることも大事だと思いますので、……もう少し柔軟な対応も必要なんじゃないかなと思います。

そういった学校学校のそれぞれの努力がないと、結果として授業料に見合う授業を受けているという感覚が学生の皆さんは受け止めができないので、授業料があえて高いという認識を持つことにきつとつながるんだと思いますので、まずは学校現場に、状況をしっかり見ながら、感染拡大防止に気を配りながら、しかしやっぱりできることを積極的にやっていただくということを……促しをしているところをごさいますて、まずそういう努力をさせていただきたいと思います。(2020年7月22日、201、参議院、文教科学委員会、閉会后第1号、121、萩生田光一、強調引用者)

萩生田がこの答弁で問題視しているのは、第1に「質」の低いオンライン授業が存在すること、第2に、キャンパス内施設の利活用や対面での意見交換等、大学生の日常が失われていること、そして第3に、学生が授業料に対して不満を抱いていること、以上の3点である。第1の点に関して、コロナ禍以降の方針を踏襲するのであれば、オンライン授業の質向上を支援する方向へと向かうはずである。しかし、この答弁では対面授業の教育効果を列挙したうえで、大学に対して「ハイブリッド授業」の実施を要請し、加えて、この教育効果と「キャンパスでの日常」とを結びつけて論じている。また、学費に関しては「学修機会の確保」がなされているか否かではなく、授業料に見合った授業を受けていると学生が納得するか否かを基準に据えている。教育効果を高めること、これまで「当たり前とされてきた学生生活」を取り戻すこと、学生の「不満」を解消し「納得」を得ること、対面授業の実施は、これら3点すべてを満たす解として求められている

のである。

この吉良と萩生田との質疑応答を皮切りに、国会審議の場でコロナ禍における大学の「問題」が語られる際には、感染症拡大以前に「当たり前とされてきた学生生活」が失われていることが問題の中心に据えられるとともに「オンライン授業中心の学生生活」が批判的に言及されるようになった。レトリックに着目すると、その言説はおおむね以下の3つに分類できる。

第1に、学費の問題と「当たり前とされてきた学生生活」とを結びつける言説、とりわけ学費に関する「不満」を問題視する言説である。授業料の減免を主張する文脈で「遠隔で、授業の満足度が大きく下がっているにもかかわらず、授業料は変わらず高額のまま」（2020年10月28日、203、衆議院、本会議、第2号、011、枝野幸男）という声や「キャンパスに行けなくて、ずっと後期もオンライン中心ですと、何で学費を払わなきゃいけないんだというような声」（2020年11月4日、203、衆議院、予算委員会、第3号、486、玉木雄一郎）や「大学キャンパスを自由に使用できなかったにもかかわらず、学費は今までどおりであることに不満の声」（2020年11月13日、203、衆議院、文部科学委員会、第2号、012、石川昭政）が取り上げられている。これらの「不満」を根拠に学費減額を求める主張は、対面授業の推進によってその「不満」を解消し得るとする反論によって退けられている。

第2に、対面授業での教育効果を重視する言説である。「大学でも、対面での授業という、人と人とのコミュニケーションも重要」（2020年8月26日、201、衆議院、内閣委員会、第21号、154、浦野靖人）という指摘や「大学1年生、一度も大学に行っていないと、クラスメートと一度も会っていない、誰とも交わりがない」ことや「社会的な大学の役割考えれば……子供たちの将来、学び、社会性できない」（2020年9月3日、201、参議院、予算委員会、閉会后第2号、058、石橋通宏）ことを問題視する指摘、そして「教育現場でしか育たない……コミュニケーション能力」があるのは「大学も同じ」（2021年3月16日、204、参議院、文教科学委員会、第3号、056、斎藤嘉隆）であるといった指摘もみられる。これらの指摘は「学校というのは対面がまず基本」（2021年2月26日、204、衆議院、予算委員会第四分科会、第2号、102、萩生田光一）であることを根拠に対面授業推進を求める主張を支持するものである。

第3に、オンライン授業中心の学生生活がもたらした学生の心理的負担を問題視する言説である。政府側の答弁では、大学に対して「オンラインと対面授業を効果的にハイブリッドした、より高い教育効果が期待される授業展開」を求めていることを説明する文脈で「直接交流できないという点で孤独感、不安感を感じる学生が多い」（2020年11月13日、203、衆議院、文部科学委員会、第2号、017、伯井美德）ことが指摘されている。その他にも「オンライン対応という大学が多い……中で、学生のメンタルヘルスケア、これも本当に重要な課題」（2021年1月14日、203、参議院、内閣委員会、閉会后第2号、086、高木かおり）であるという指摘や「大学生、大学入学後にオンライン授業が続いて、友人やコミュニティー……から隔離されてきている、いろいろ

な孤独」(2021年2月4日, 204, 衆議院, 予算委員会, 第4号, 088, 菅義偉)や「大学に入学したのに対面授業がほとんどなく, キャンパスにも行っていない……状況で精神的に参っている学生の皆さんもたくさん」いること(2021年3月1日, 204, 衆議院, 予算委員会, 第17号, 012, 牧原秀樹)を問題視する発言, 孤独・孤立担当大臣の立場から「オンライン授業になっているような大学生」に言及する発言もみられる(2021年3月4日, 204, 参議院, 予算委員会, 第4号, 150, 坂本哲志)。

とりわけこの第3の言説, すなわち学生の「不安」に関するレトリックによって, 対面授業の推進は, 学生を苦痛から解放する使命を伴った課題として提示された⁽⁴⁾。学生のメンタルヘルスに関しては感染拡大初期から繰り返し議論されており, 相談室等の支援体制を充実させるよう大学に要請していることがその度に確認されていた(2020年4月29日, 201, 参議院, 予算委員会, 第17号, 274, 萩生田光一; 2021年2月25日, 204, 衆議院, 予算委員会第四分科会, 第1号, 058, 萩生田光一)。それに加えて, メンタルヘルスの問題を解決する手段として対面授業の実施が提起されるようになるのである。「生活環境が変わる1年生, なおかつオンラインが多い学生……が, 孤立化だったりいろいろな悩みを抱えやすいんじゃないか。やはり, 1年生をどうケアするか, それからなるべく対面に切り替えていく, この2つが重要ではないか」(2021年2月25日, 204, 衆議院, 予算委員会第四分科会, 第1号, 059, 階猛)との指摘や「遠隔授業が中心で, 対面授業は本当に少なく, いろいろなことで悩んでいるというのは私も多くの学生さんからお話を伺いますので……新年度から大いに改善していただきたい」(2021年2月26日, 204, 衆議院, 予算委員会第四分科会, 第2号, 020, 宮本徹)といった発言は, 対面授業の推進を学生の「不安」の問題と結びつけることによって主張するものである。

国会の場では「大学生の日常も大事だ」というクレームを資源として, 文科省の文書にはみられなかった「当たり前とされてきた学生生活」という観点が導入されている。その観点から, オンライン授業中心の学生生活によってコロナ禍以前の日常が毀損されている事態が, 政府と国会, 与野党の共通見解として問題化された。そして, 日常の毀損から派生する問題として, 学費に関する相対的な剥奪をめぐる「不満」と, 孤独や孤立に伴う「不安」とが提示され, 解決策として対面授業が推進されたのである。

4. 対面授業を再開する論理と「日常」を取り戻す倫理

以上の言説を構築主義の視角からみた場合, 注目すべきは以下の2点である。第1に, 政策過程において, コロナ禍の大学に関する「問題」が変容している。当初は「感染の拡大」が最大の問題であったからこそ, その防止策として文科省はオンライン授業を推進していた。国会でも, オンライン授業の質を問題視する発言もあったものの, オンライン授業の実施を自明視した議論がなされていた。ところが, その後「教育効果」の観点, および「当たり前とされてきた学生生

活」という観点から「オンライン授業」ないし「オンライン授業中心の学生生活」が問題化された。当初国会では、学費の支払いが困難な状況が問題視されたが、その問題の原因はコロナ禍における経済的な困窮であるとされていた。しかし、学費をめぐる問題は、オンライン授業中心の学生生活を問題化する言説へと取り込まれ、学生の「不満」の問題として処理された。また、コロナ禍における孤独や孤立に由来する「不安」は、オンライン授業の推進に伴う問題として扱われた。「感染症の拡大」それ自体から派生しているはずの諸問題が、オンライン授業から派生する問題として構築されたのである。

その変容の契機をもたらしたのが「大学生の日常も大事だ」というクレームである。特筆すべきは、萩生田文科大臣が、このクレームを採り入れた質疑への応答においてそれ以前と主張を変え、問題を「すり替え」た点である。萩生田はその応答のなかで、学生が抱えている不満を問題視し、問題の淵源を対面授業を実施できていない現状に求めた。そして、各大学を——当初は大学に対して、オンライン授業の活用を含む「感染拡大の防止」への協力を要請していたにもかかわらず——対面授業実施に向けた努力が不足していると非難したのである。この質疑応答は、与野党問わず各議員がコロナ禍における大学に関する問題を「感染症の拡大」から「オンライン授業中心の学生生活」へと転換し、問題の解決策として対面授業推進を主張する契機となった。

第2に、対面授業推進を主張する議論には2つの論理があった。ベストのレトリック分析の枠組みを用いれば、同じ「対面授業の推進」という主張（結論）を導く論理であっても、問題（前提）を「オンライン授業」とする論理と「オンライン授業中心の学生生活」とする論理とがあり、両者は構造を異にしていることが明らかになる。

一方は、オンライン授業という授業実施形態それ自体が問題であるとする論理であり、オンライン授業の質や教育効果が不十分であることを前提としている。この論理は、政策過程でも実際に確認されていた「オンライン授業は対面授業よりも教育効果が劣る」という命題、そして対面授業が基本的な教育の在り方であるとする言明ないし想定、これら2つを論拠として成り立っている。これが第1の論理であり、文科省の文書、および国会審議における第2の言説が該当する。

もう一方は、オンライン授業中心の学生生活が問題であるとする論理であり、学生の学費をめぐる「不満」や、孤独や孤立による「不安」を前提としている。この論理は「日常を回復すれば学生を苦痛から解放できる」とする想定、そして対面授業を中心とした学生生活が当たり前とされてきた「日常」であるという考え方、これら2つの論拠によって成り立っている。これが第2の論理であり、国会審議における第1の言説に対する反論、および第3の言説が該当する。

どちらの論理も、感染拡大の防止策でもあったオンライン授業を問題視している以上、感染拡大を抑え込むことが最優先される文脈では成り立ち得ない。これらの論理が成立したのは前提および結論が有意味になったから、すなわち論拠が言説のなかで通用するものになったからである。

両者の論拠に着目すれば——ベストの枠組みからは逸脱するかもしれないが——両者を成り立

たせている共通の価値、いわばメタレベルの論拠を想定することができるだろう。両者は、ともに対面授業が「基本的な」「当たり前の」在り方であるとする考え方、すなわち対面授業中心の学生生活に「本来の在り方」を見出す考え方によって支持されている。この点に「本来の在り方」を何よりも重要視し、その回復のための方策を正当化する価値、いわば倫理を見出し得る。教育の質も、学生の不満や不安も、この倫理によってはじめて問題となり得たのである。一方の教育効果の向上、他方の「日常」の回復による学生の解放という論拠は「本来の在り方」を取り戻すことを至上命題とする倫理によって正当化されていた、と結論づけ得るだろう。

第2の点を要約しよう。対面授業推進への政策転換には2つの論理、すなわちオンライン授業単独での教育効果を問題視する第1の論理と、オンライン授業中心の学生生活を問題視する第2の論理とがあった。そして、両者をともに正当化していたのが「本来の在り方」を取り戻すことを至上命題とする倫理である。この倫理によって、コロナ禍以前の「日常」は、感染症を封じ込めた先にあるものではなく、即座に取り戻されるべきものとして構築されたのである。

5. 結びにかえて

言説の分析からさらに進み、この倫理が成立し得る機制について考えてみよう。「本来の在り方」の回復を至上命題とする倫理が成立するには、感染症によって失われた日常についての根本的な想定の変換が必要であった。失われた日常を取り戻すために「本来の在り方」を捻じ曲げてでも感染症の拡大を可能な限り抑え込もうとする考え方が「危機の原理」だとすれば、その対極にあるのが、行動様式を失われた日常でのそれに可能な限り近づける考え方、すなわち「本来の在り方」を最優先する「平時の原理」である。先に論じた倫理、そしてそれによって正当化される論理は、平時の原理からのみ導き出され得る。本稿で論じた政策転換の過程は、その背景にある危機の原理が平時の原理へと置き換えられた過程としてみることもできるだろう。

この「危機の原理」と「平時の原理」について、前者を「ゼロ・コロナ」の思考様式として、他方で後者を「ウィズ・コロナ」の思考様式として図式的に対応させることが可能か、両者は根本的に相容れないのか、あるいは、今般の感染症がもたらすリスクを見積もる程度の差に過ぎないのか、これらの問いに答えるには理論的な検討を要する。

また、本稿は、言説の布置連関とその生成・変容に主題を限定しており、各主張がどのように組み立てられ、いかにして意味になっているのかを分析したにとどまっている。本稿の議論を政策過程論として充実させるためには、高等教育論や社会運動論の知見を手がかりに、対面授業推進政策が採られた背景や要因、各アクターの意図を踏まえた、政策過程の包括的な記述が課題となる。また、専門家の科学的知見が政策形成に与えた影響、政府方針を受けた各自治体・各大学の対応等も含め、2021年度以降の動向も踏まえて検討する必要がある。

付記

本稿は日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号：21J13590）の成果の一部である。

注

- (1) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html（2021年4月1日取得）。
- (2) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>（2021年8月21日取得）。
- (3) ただし、6月5日付周知では「大学等への通学に当たって、通学中の学生の感染や、学生からの感染拡大等が生じる可能性」を踏まえた対策の具体例から、4月時点では明記されていた「遠隔授業の活用」が削除されている（資料7:4; cf. 資料3:4）。感染拡大を防止するためにオンライン授業を推進する発想は、12月周知以前に既に退けられていたことが窺える（cf. 三津田 2021: 37）。
- (4) このレトリックに関連して興味深いのは、文科省が「学生への寄り添い」という言葉を使用している点である。12月周知および3月周知では、学生のメンタルケアを求める文脈のみならず、対面授業の実施を要請する文脈でもこの言葉が繰り返し用いられている（資料10:2,3; 資料13:2,4）。また、3月周知では、学納金の使途に関する説明や代替措置等の「学生が納得できるような対応」（資料13:3）や「入学式等を実施できなかった令和2年度の入学生についても対象とした式典の実施」（資料13:5）を求める文脈でもこの言葉が使用されている。

引用・指示文献

- Best, Joel, 2017, *Social Problems*, 3rd ed., New York: W. W. Norton & Company. (赤川学監訳, 2020, 『社会問題とは何か——なぜ、どのように生じ、なくなるのか?』筑摩書房.)
- 蒲生諒太とプロジェクトc, 2021, 「文部科学省に届いた『苦情・要望』についての調査(2)——対面授業再開運動と『メール』の意味(2021.4.20公開)」, あしたの教室(蒲生諒太ホームページ), (2021年4月24日取得, https://drive.google.com/file/d/1G2mRvwWNo_icdCAOUk8xIAqCnCHPGOXN/view).
- 河合美穂・中村真也・福田一貴, 2020, 「新型コロナウイルス感染症と学生支援——主要国の状況と取組」『調査と情報』1116: 1-13.
- 三津田悠, 2021, 「新型コロナウイルス感染症と『社会的なものの単純化』——社会の機能分化と『個人』の地位をめぐって」『ソシオロジカル・ペーパーズ』30: 29-43.

資料（URLの最終確認日はすべて2021年8月16日）

1. 伯井美徳, 2020年3月24日, 「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」(https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf).
2. 伯井美徳, 2020年4月6日, 「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について(通知)」(https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_5_1.pdf).
3. 伯井美徳, 2020年4月17日, 「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(周知)」(https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf).
4. 文部科学省高等教育局大学振興課, 2020年4月21日, 「大学等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & Aの送付について(4月21日時点)」(https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf).
5. 文部科学省高等教育局大学振興課, 2020年5月1日, 「大学等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou02-000004520_3.pdf).

6. 文部科学省高等教育局大学振興課, 2020年5月22日, 「大学等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A の送付について (5月22日時点)」 (https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf).
7. 伯井美徳, 2020年6月5日, 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて (周知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf).
8. 文部科学省高等教育局大学振興課, 2020年7月27日, 「大学等における本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」 (https://www.mext.go.jp/content/20200727-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf).
9. 伯井美徳, 2020年9月15日, 「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について (周知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf).
10. 伯井美徳, 2020年12月23日, 「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について (周知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf).
11. 伯井美徳, 2021年1月5日, 「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について (周知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20210106-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf).
12. 伯井美徳, 2021年1月8日, 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について (周知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_04.pdf).
13. 伯井美徳, 2021年3月4日, 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について (周知)」 (https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf).